

証券コード 7245
2021年6月9日

株 主 各 位

名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルディング13階

大同メタル工業株式会社

代表取締役会長 判 治 誠 吾

第113回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

現在もなお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛等が強く要請される事態が継続しております。このような事態の継続を踏まえつつ、当社にて慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛等が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までには議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年はお土産の配布及び飲料のご提供は行いません。何卒、ご理解いただきますようお願い申しあげます。

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 第113期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第113期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権の行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権の行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、5頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに行使してください。

以上

- ◎ 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応等を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daidometal.com/jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点の感染状況や当日までのご健康状態に留意のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。本株主総会会場においては、アルコール消毒液の噴霧やマスクの着用、体温チェック等の感染拡大防止のための措置へのご協力をお願い申し上げます。
- ◎ 本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日の受付開始時間は午前9時を予定いたしております。

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査役会監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daidometal.com/jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会会場における「三密」を避け感染拡大を防止する観点から、本株主総会へのご出席に代えて、極力、書面又はインターネット等にて議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限 ▶ 2021年6月28日(月曜日)午後5時必着

インターネット等による議決権行使



後記(5頁)のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶ 2021年6月28日(月曜日)午後5時まで

株主総会へのご出席による議決権行使

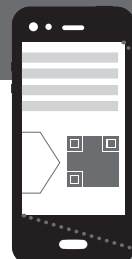


当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 ▶ 2021年6月29日(火曜日)午前10時

- ※ 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネット等においても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネット等により議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- ※ インターネット等によって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください



同封の議決権行使書用紙右下に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

※こちらでは1回に限り議決権を行使できます。
詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

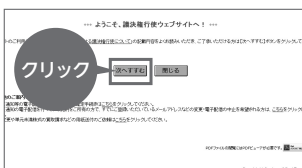


インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、つぎの事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力いただき、行使していただきますようお願い申し上げます。

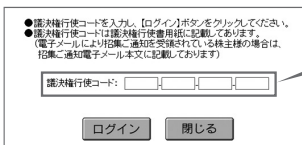
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリックしてください。

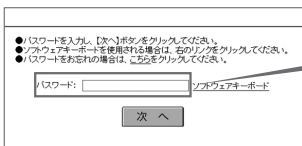
2 ログイン



議決権行使コード

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

3 パスワードの入力



ログインID
パスワード

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックしてください。

パスワードのお取り扱い


- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

システムのご利用に関するご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び通信料金
 - ・事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-652-031
(午前9時～午後9時)

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 経済状況

当連結会計年度における世界経済は、年度前半は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて米国や欧州を中心にロックダウン等の強力な行動制限措置が実施されたことに伴い、リーマン・ショック時以来の大きな落ち込みとなりました。その後、各国で行動制限が解除されると、世界経済は持ち直しへ向かいましたが、2020年12月にかけて感染者数が増加すると回復のペースが鈍化しました。

わが国経済においては、2020年4月の緊急事態宣言を受けて経済活動が大きく停滞し、景気は急速に悪化しました。5月に緊急事態宣言が解除された以降は個人消費を中心に緩やかな持ち直しの動きが見られたものの、2021年1月には感染者数の再増加を受けて緊急事態宣言が再発出されるなど予断を許さない状況が続きました。

② 業界動向

当社グループの主要産業分野である自動車業界につきましては、国内新車販売台数(2020年度)は、前年度比7.6%減の約465万台となりました。また、世界最大の市場である中国の新車販売台数(2020年暦年)は、前年比1.9%減の約2,531万台となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響からいち早く回復したものの3年連続のマイナスとなりました。さらに米国の新車販売台数(同)につきましても、約1,457万台と前年比14.6%のマイナスとなり、2012年以降で最も少ない販売台数となりました。このような世界的な自動車販売の落ち込みにより、2020年の世界新車販売台数は約7,766万台と前年比約14%の減少と極めて厳しい状況となりました。

非自動車分野における造船業界につきましては、感染拡大の影響による移動制限や船主等における新造船建造への投資抑制を背景に、2020年の世界の新造船受注量は前年比24.2%減の3,336万総トン、世界の新造船竣工量も5,822万総トン(同12.2%減)となりました。日本における2021年3月末時点の輸出船手持工事量につきましても約1,512万総トン(前年度末比13%減)と減少し、新造船建造の需要は低迷が続いております。

一方、建設機械業界につきましては、2020年度の建設機械出荷額は、内需は9,857億円(前年度比3.4%減)となり、感染拡大の影響が小さかった公共工事などを中心に需要が堅調に推移したものの、第2四半期までの民間工事の停滞や営業・サービス活動の制限等により3年ぶりの減少となりました。また、外需は、北米、欧州、アジアの三大輸出先を中心に海外需要が低迷して、1兆2,286億円(同17.0%減)と2年連続の減少となり、

その結果、総合計では2兆2,144億円（同11.5%減）となりました。

さらに、当社関連の一般産業分野につきましては、米中貿易摩擦や感染拡大の影響により設備投資が抑制されたため、足元では回復傾向が顕著になってきたものの総じて低調に推移しました。

③ グループ業績概況

このような市場環境下、当連結会計年度における当社グループ全体の業績につきましては、当社グループの主要事業分野である自動車関連の生産が第3四半期連結会計期間以降は日本・北米を中心に回復したものの、第2四半期までの大幅な減産の影響をカバーしきれず、売上高は847億20百万円となり、前期と比べ154億38百万円（△15.4%）の減収となりました。

利益面につきましては、売上収益の減少に対して、固定費・経費の削減、収益改善活動及び生産性の向上等に取り組んだものの、営業利益は13億15百万円と、前期と比べ28億53百万円（△68.4%）の減益、経常利益は8億74百万円と同27億85百万円（△76.1%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は1億4百万円と同26億36百万円（△96.2%）の減益となりました。

④ セグメント別概況

セグメントごとの売上高は次のとおりです。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、セグメントの売上高に含めておりません。

また、当連結会計年度より、当社連結子会社の事業管理区分の細分化に伴い、「自動車用エンジン軸受」事業の一部を「自動車用エンジン以外軸受」事業又は「非自動車用軸受」事業に変更しており、以下の前連結会計年度との比較・分析は、当該変更後の区分に基づいております。

ア. 自動車用エンジン軸受

国内は、2020年度の新車販売台数が前年度比7.6%減少し、海外も、中国が1.9%の減少、タイが21.4%の減少、欧州が20.5%の減少となったほか、米国でも14.6%の減少となりました。第4四半期は、いずれも第3四半期と比較して減少幅が縮小したものの、総じて前年度を下回りました。

そのような状況下、当社グループの国内での売上高は前期比約17%の減少となり、海外についても一部新規開拓があったものの同約18%の減少となりました。

これらの結果、セグメント売上高は前期比17.6%減収の471億46百万円、セグメント利益は同14.1%減益の60億52百万円となりました。

イ. 自動車用エンジン以外軸受

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による自動車販売の落ち込みによる需要減少を受け、売上高は前期比8.6%減収の160億24百万円、セグメント利益は同33.4%減益の18億29百万円となりました。

ウ. 非自動車用軸受

・船舶分野

当社グループは、LNG船（液化天然ガス運搬用のタンカー）の低速ディーゼルエンジン用軸受に関して、中国・韓国向けの新規開拓による継続的な受注に伴うシェアアップを図っているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による海上荷動きの停滞や移動制限などの影響を受けメンテナンス需要も減少し、売上高は前期比約10%の減収となりました。

・建設機械分野

第2四半期までの感染拡大の影響による需要の減少に伴い、売上高は減収となりました。

・一般産業分野におけるエネルギー分野

エネルギー市場における化石燃料の発電市場全般については、CO₂削減の観点から厳しい環境が続いていますが、高効率型の蒸気タービン用軸受や水力発電機用軸受ユニット等の受注増があったため、売上高は前期比で微増しました。

これらの結果、一般産業分野におけるエネルギー分野の需要が下支えになったものの、主に船舶分野における低速ディーゼルエンジン用軸受の売上減少の影響により、売上高は前期比6.0%減収の102億91百万円、セグメント利益は同13.8%減益の14億58百万円となりました。

エ. 自動車用軸受以外部品

・アルミダイカスト製品

タイにおける自動車産業については、タイ政府の新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策等もあり徐々に回復していますが、感染拡大の影響により低調に推移しており、売上高は前期比で減収となりました。また、電動自動車用部品の生産を開始したタイの新工場（DMキャスティングテクノロジー（タイ）CO., LTD.）においては、需要の減少や新規納入の先送りにより、当初の見込みに比べて売上高が減少し、セグメント利益も売上低迷の影響、新工場の建屋を含む償却や初期投資の費用等により減益となりました。

・曲げパイプ、ノックピン、NC切削品などの部品

第2四半期までの感染拡大の影響による国内外の受注減少を受けて減収となり、セグメント利益も売上の低迷により減益となりました。

これらの結果、売上高は前期比22.0%減収の107億30百万円、セグメント損失は18億52百万円（前期はセグメント損失8億12百万円）となりました。

オ. その他

第1四半期では主に米中貿易摩擦等による景気後退、第2四半期では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による工作機械・各種産業機械をはじめとした全般的な設備投資や建設機械等の需要の減速等を受け、電気二重層キャパシタ用電極シート、金属系無潤滑軸受事業及びポンプ関連製品事業に不動産賃貸事業等を加えた当セグメントの売上高は前期比15.8%減収の20億44百万円、セグメント利益は同37.7%減益の3億18百万円となりました。

（事業別売上高）

事業別	売上高（百万円）	
	2019年度 第112期	2020年度 第113期 (当連結会計年度)
自動車用エンジン軸受	57,218	47,146
自動車用エンジン以外軸受	17,538	16,024
非自動車用軸受	10,943	10,291
自動車用軸受以外部品	13,758	10,730
その他の	2,427	2,044
セグメント間の内部売上高又は振替高の消去(△)	△1,726	△1,516
合計	100,159	84,720

(注) 1. セグメントごとの売上高については、外部顧客への売上高に加えて、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めたものを記載しております。

2. 当連結会計年度より、当社連結子会社の事業管理区分の細分化に伴い「自動車用エンジン軸受」事業の一部を「自動車用エンジン以外軸受」事業又は「非自動車用軸受」事業に変更しており、前連結会計年度のセグメント情報についても、当該変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関からの借入による資金調達や株式又は社債の発行による資金調達で重要なものではありません。

② 設備投資の状況

当社グループは、2018年度から2023年度までの6年間の中期経営計画「Raise Up "Daido Spirit" ~Ambitious, Innovative, Challenging~」（“大同スピリット”を更なる高みに引き上げ、大きな飛躍を果たす～高い志、改革する意欲、挑戦する心～）におきまして、第1ステージ（2018年度から2020年度）の終了に伴い中期経営計画の見直しを実施しており、投資計画を次のように掲げております。

- ・ 自動車用エンジン軸受関連の投資は、市場の縮小が急速に進む可能性に備え、計画期間後半の設備投資については慎重に対処する
- ・ 研究開発、新規事業、M&A（企業結合）等については積極投資。自己資本比率35%を目線に財務の健全性を確保しつつ、必要なファイナンスを行う

主な設備投資の内容は以下のとおりですが、2020年度における年間の設備投資総額は、81億28百万円となり、前年度実績比27億28百万円の減少となりました。

（当連結会計年度における主な設備投資の内容）

- ・ 当社犬山事業所（愛知県犬山市）における福利厚生施設の建設
- ・ 国内及びタイでの自動車用軸受以外部品の生産能力増強投資及び生産性向上投資
- ・ 国内及び海外生産拠点での自動車用エンジン軸受の生産性向上投資及び生産能力増強投資
- ・ 情報システム関連投資 など

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	2017年度 第110期	2018年度 第111期	2019年度 第112期	2020年度 第113期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	106,648	107,718	100,159	84,720
営 業 利 益 (百万円)	6,628	7,262	4,168	1,315
経 常 利 益 (百万円)	6,826	6,630	3,660	874
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,590	4,135	2,740	104
1 株当たり当期純利益(円)	90.16	93.72	58.22	2.25
純 資 産 (百万円)	57,147	65,253	64,168	64,538
総 資 産 (百万円)	160,065	161,881	159,539	155,176

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	2017年度 第110期	2018年度 第111期	2019年度 第112期	2020年度 第113期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	66,413	67,732	62,860	54,197
営 業 利 益 (百万円)	1,859	2,789	1,432	723
経 常 利 益 (百万円)	3,484	4,026	2,653	2,159
当 期 純 利 益 (百万円)	2,166	3,365	3,905	1,690
1 株当たり当期純利益(円)	54.40	76.25	82.97	36.49
純 資 産 (百万円)	41,783	50,374	51,162	52,372
総 資 産 (百万円)	104,596	106,465	105,178	110,247

- (注) 1. 2019年度(第112期)に過年度決算に関する会計処理の誤謬が判明したため、2017年度(第110期)及び2018年度(第111期)につきましては、当該誤謬を訂正した後の金額を記載しております。
2. 2019年度(第112期)の期首より、製造の過程で生じる金属くず等の売却収入の計上区分の変更を行っており、2018年度(第111期)の企業集団の財産及び損益の状況及び当社の財産及び損益の状況については、遡及修正後の金額によっております。
3. 1株当たり当期純利益については、当期純利益を期中平均株式数(自己株式のほか、役員及び執行役員向け株式交付信託並びに大同メタル従業員持株会専用信託に関する各当社株式を除いています。)で除して算出しております。

(4) 会社の経営の基本方針

当社グループは、経営方針として、「企業理念」、「行動憲章」、「行動基準」、「行動指針」及び「環境基本方針」を掲げ、事業活動を通して社会に貢献してまいります。また、技術立社として、トライボロジー（摩擦・摩耗・潤滑技術）の領域をコアにテクノロジーリーダーとして、来るべき時代を見据え、技術を磨き、企業としての社会的責任を果たしていく所存であります。

2018年度から2023年度までの6カ年の中期経営計画として、「Raise Up "Daido Spirit" ~Ambitious, Innovative, Challenging~」（“大同スピリット”を更なる高みに引き上げ、大きな飛躍を果たす～高い志、改革する意欲、挑戦する心～）を推進しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的な影響や環境変化が激しく、予測が難しい状況下ではあるものの、大同メタルグループの進化のスピードを上げて、揺るぎない体制を創りあげてまいります。

(5) 対処すべき課題

当社は、2018年度より2023年度までの6年間の中期経営計画を策定しておりますが、2020年度の終了をもって前半の3年間が経過いたしました。当社は、当該中期経営計画の中で、2020年度時点の目標として「売上高：1,200億円」、「営業利益：100億円」、「営業利益率：8.3%」、「自己資本利益率（ROE）：9.5%」を掲げてまいりましたが、米中貿易摩擦や英国のEU離脱、中東地域における地政学リスクの顕在化による世界的な景気の減速に加え、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症による影響が甚大であったことから、上記目標とは大きく乖離した業績に留まりました。株主の皆様には改めて深くお詫び申し上げます。

しかしながら、当社グループ全体の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響から堅調に回復してきております。また、当社主力製品であるすべり軸受のマーケットシェアの維持拡大に注力すると共に、自動車の電動化への対応を図るべく、自動車向け高精度・高品質部品（曲げパイプ、ノックピン、NC切削品など）製造・販売に関する国内拠点の再編やダイカストビジネスにおける新工場建設等、後半の3年間に向けた取り組みについては予定通り進捗しております。

当社は今般、前半3年間の実績を踏まえ、後半3年間の計画を策定いたしました。経営の重要な軸として位置づけた四本の柱を重視していくことに加えて、常に事業環境の変化や新たなリスクの顕在化のおそれを注視しつつ柔軟かつ迅速に対処することで、収益改善に注力してまいります。

上記四本の柱に関する2020年度の主な実績及び対処すべき課題は以下のとおりです。

<第1の柱：既存事業の磨き上げ>

① 自動車用エンジン軸受、自動車用エンジン以外軸受

既存事業におけるマーケットシェア(2020暦年、当社推定)につきましては、2019年に引き続き自動車エンジン用半割軸受において世界トップシェア（33.5%）を達成い

たしました。今後、トラックエンジン用軸受の拡販やガソリンエンジン用軸受の新規開拓により更なるシェア拡大を目指してまいります。

自動車用エンジン以外軸受につきましては、市場のニーズに対応した新製品・新用途の拡販を進めてまいります。

また、電動化自動車への流れが加速する中での競争環境の激化に対応するため、稼働率・不良率・歩留りの改善、生産リードタイムの短縮、グローバルベースでの生産・物流・納品体制見直し、在庫水準管理の強化への取り組み等を通じ、利益体質の強化にも努めてまいります。

② 非自動車用軸受

船用低速ディーゼルエンジン用軸受のマーケットシェア(2020暦年、当社推定)につきましても、2019年に引き続き世界トップシェア(58.0%)を達成いたしました。特に海外向けの低速ディーゼル用エンジン軸受については、海外の新規顧客を取り込むことができたためシェア拡大にも寄与しました。今後、更に競争力を高めていくために、生産性向上の取り組みを進めると共に、低速ディーゼルエンジン用軸受のみならず中高速ディーゼルエンジン用軸受についても、国内・海外市場の積極的な開拓・拡販を進めることにより更なるシェア拡大を目指してまいります。

また、一般産業分野におけるエネルギー分野においては、高効率型の火力発電向けのガスタービンや蒸気タービン用軸受の拡販を進めてまいります。

③ 自動車用軸受以外部品

アルミダイカスト製品については、主に電動化自動車用アルミダイカスト製品を生産する新子会社であるDMキャスティングテクノロジー(タイ)CO., LTD.が2020年2月に稼働を開始いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、2021年夏には本格的な量産を開始し、2023年度にはフル稼働する予定であります。これらを通じ、今後、電動化自動車市場でのプレゼンスを一層高めてまいります。

曲げパイプ、ノックピン、NC切削品などの部品については、生産合理化に向けた国内外の生産拠点の集約及び再編を行い生産の合理化を進めました。今後は、当社のグループ会社間の事業シナジーを高めながら、収益改善に取り組んでまいります。

<第2の柱：新規事業の創出・育成>

新規事業(既存事業における新用途開拓を含みます。)につきましては、欧州・中国では、海上・陸上の風力発電ニーズが高く、風力発電用軸受の需要増加が見込まれることから、2019年4月に、組織再編により第5カンパニーを設置いたしました。現在は風力発電用の軸受は「転がり軸受」が主流ですが、「パーツだけの取り換えが可能で時間・コストの低減が可能」という「すべり軸受」のメリットを訴求することで国内外の積極的な市

場開拓に取り組んでおります。

新規事業創出に向けた社内の体制づくりとしましては、技術ユニット内の未来創造室を中心に、様々な新領域研究の企画、基礎実験に取り組んでまいります。

また、東京オリンピックの水泳会場であるアクアティクスセンターに採用された吸音材であるカルム（アルミニウム粉末を独自の方法で焼結した多孔質板）事業についても、引き続き、確かな品質を軸に様々な視点から市場を広げ、売上拡大を推進してまいります。

<第3の柱：強固な基盤の確立>

当社は、従来より経営基盤の強化を図るため、財務体質の改善、グローバル企業として経営体質の強化に継続して取り組んでおります。2020年度におきましては、グローバルベースでの最適生産体制の確立に向けて計画的に対応すると共に、研究開発体制においては、中国テクニカルセンターを開設したことによって世界5拠点の研究開発のネットワークを実現しました。また、2020年4月に新設したコンプライアンスユニットに属するコンプライアンスセンター（以下「コンプライアンスセンター」と称する。）においては内部統制機能とガバナンス機能を統合し、当社グループの内部管理体制の強化を図っております。なお、2019年に、当社の英国子会社である大同メタルヨーロッパLTD.において売掛金が滞留していた事実が判明したことを受け、再発防止に向けた取り組みを強化しております。

<第4の柱：組織・コミュニケーションの活性化>

当社は、コミュニケーションの活性化に向け、各種社内コミュニケーションツールの充実を図ると共に、社員の新しい業務へのチャレンジを支援する枠組みや海外語学研修制度・専門職制度の拡充を図っております。また、働き方改革・ワークライフバランスを実現するための制度の拡充にも注力しております。

当社グループでは、こころとからだの両面での健康づくりにより前向きなコミュニケーションが職場で生まれ、業務においてもよい効果を生むと考えるため、従業員の心身の健康増進を重要な経営課題の一つと捉え、今後もさらに、多様な人材がその個性と能力を十分に発揮し活躍できる職場づくりの実現と環境の整備を推進してまいります。

※文中における将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社グループが判断した一定の前提に基づいたものであります。これらの記載は実際の結果とは異なる可能性があり、その達成を保証するものではありません。

(6) 主要な事業内容

主要な事業部門	事業内容
自動車用エンジン軸受	自動車（乗用車・トラック・レーシングカー）エンジン用軸受、二輪エンジン用軸受、エンジン補機（ターボチャージャー・バルancer機構）用軸受など
自動車用エンジン以外軸受	自動車部品（トランスミッション、ショックアブソーバー、空調用コンプレッサー、ステアリング、インジェクションポンプ等）用軸受など
非自動車用軸受	低速（2サイクル）ディーゼルエンジン用軸受、中高速（4サイクル）ディーゼルエンジン用軸受、発電（水力・火力・風力）用特殊軸受、産業用（コンプレッサー・増減速機等）特殊軸受など
自動車用軸受以外部品	自動車用エンジンやトランスミッション周辺の高精度・高品質部品（曲げパイプ、ノックピン、NC切削品等）、自動車用アルミダイカスト製品など
その他	電気二重層キャパシタ用電極シート事業、金属系無潤滑軸受事業、ポンプ関連製品事業、不動産賃貸事業など

(7) 企業集団の主要拠点及び従業員の状況

① 企業集団の主要拠点

ア. 当社

本 社	本店（名古屋市中区）、東京本社（東京都品川区）
国内販売拠点	東京支店（東京都品川区）、名古屋支店（愛知県犬山市）、大阪支店（大阪市淀川区）、浜松営業所（浜松市中区）、広島営業所（広島市南区）、九州営業所（長崎県長崎市）、北関東営業所（埼玉県熊谷市）
国内生産拠点	犬山事業所（バイメタル製造所、犬山工場、前原工場）、TMB S（ターボマシナリーベアリングシステム）工場、その他（愛知県犬山市）、岐阜工場（岐阜県郡上市）

イ. 子会社

国内販売拠点	大同メタル販売(株)（愛知県犬山市）、エヌデーシー販売(株)（千葉県習志野市）
海外販売拠点	DMSコリアCO., LTD.（韓国）、広州原同貿易有限公司（中国）、大同メタルU.S.A.INC.（米国）、大同メタルメキシコ販売 S.A. DE C.V.（メキシコ）、中原大同股份有限公司（台湾）、PT. 飯野インドネシア（インドネシア）、ISSアメリカINC.（米国）、大同メタルヨーロッパGmbH（ドイツ）、大同メタルヨーロッパLTD.（イギリス）
国内生産拠点	エヌデーシー(株)習志野工場（千葉県習志野市）、エヌデーシー(株)神崎工場（千葉県香取郡）、大同プレーンベアリング(株)（岐阜県関市）、大同インダストリアルベアリングジャパン(株)（愛知県犬山市）、大同メタル佐賀(株)（佐賀県武雄市）、(株)飯野製作所矢板工場（栃木県矢板市）、(株)飯野製作所田島工場（福島県南会津郡）
海外生産拠点	ダイナメタルCO., LTD.（タイ）、同晟金属(株)（韓国）、PT.大同メタルインドネシア（インドネシア）、大同精密金属（蘇州）有限公司（中国）、大同メタルメキシコ S.A. DE C.V.（メキシコ）、大同インダストリアルベアリングヨーロッパ LTD.（イギリス）、大同メタルコトールAD（モンテネグロ）、大同メタルチェコス.r.o.（チェコ）、大同メタルロシアLLC（ロシア）、韓国ドライベアリング(株)（韓国）、飯野（佛山）科技有限公司（中国）、フィリピン飯野CORPORATION（フィリピン）、ISSメキシコマニファクチュアリング S.A. DE C.V.（メキシコ）、ATAキャスティングテクノロジーCO., LTD.（タイ）、DMキャスティングテクノロジー（タイ）CO., LTD.（タイ）
国内のその他拠点	大同ロジテック(株)（愛知県犬山市）、(株)アジアケルメット製作所（東京都大田区）、(株)飯野ホールディング（東京都品川区）、ATAキャスティングテクノロジージャパン(株)（東京都品川区）
海外のその他拠点	スーパーカブファイナンシャルCORPORATION（フィリピン）

② 従業員の状況

ア. 連結会社の従業員 (2021年3月31日現在)

従業員数(名)		前期末比増減(名)	
国内	2,523	減	13
海外	4,272	減	108
合計	6,795	減	121

(注) 1. 上記のほか、臨時従業員(計438名)を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

イ. 当社の従業員 (2021年3月31日現在)

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,357	増 34	39.0	15.3

(注) 1. 上記のほか、臨時従業員(計123名)を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況 (2021年3月31日現在)

名称	資本金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
(連結子会社)				
大同ロジック(株)	45百万円	100.0%	物流業、保険代理店業	
大同メタル販売(株)	100百万円	100.0%	軸受等の販売	
大同プレーンベアリング(株)	300百万円	100.0%	軸受・治具等の製造	
エヌデーシー(株)	1,575百万円	58.8%	軸受・カルム・バイメタル(軸受材料)の製造	
エヌデーシー販売(株)	90百万円	100.0% (100.0%)	軸受・カルムの販売、保険代理店業	注2
大同インダストリアルベアリングジャパン(株)	80百万円	100.0%	軸受の製造	

名 称	資 本 金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
(株)アジアケルメット製作所	55百万円	100.0%	不動産賃貸等	
大同メタル佐賀(株)	100百万円	100.0%	バイメタル(軸受材料)の製造	
(株)飯野ホールディング	96百万円	100.0%	持株会社	
(株)飯野製作所	96百万円	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
ATAキャスティングテクノロジージャパン(株)	310百万円	100.0%	自動車用アルミダイカスト製品 の設計・開発・販売	
大同精密金属(蘇州)有限公司	115,714千人民元	90.2% (16.2%)	軸受の製造・販売	注2
飯野(佛山)科技有限公司	7,796千人民元	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
中原大同股份有限公司	120百万新台幣元	50.0%	軸受の販売	注1
同晟金属(株)	6,120百万 韓国ウォン	50.0%	軸受の製造・販売	注1
ダイナメタルCO.,LTD.	200百万 タイバーツ	50.0%	軸受の製造・販売	注1
ATAキャスティングテクノロジーCO.,LTD.	355百万 タイバーツ	100.0% (99.9%)	自動車用アルミダイカスト製品 の製造・販売	注2
DMキャスティングテクノロジー(タイ)CO.,LTD.	500百万 タイバーツ	99.9%	自動車用アルミダイカスト製品 の製造	
PT.大同メタルインドネシア	13,748百万 インドネシアルピア	50.0%	軸受の製造・販売	注1
PT.飯野インドネシア	2,845百万 インドネシアルピア	99.0% (99.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の販売	注2
フィリピン飯野 CORPORATION	1,393百万円	99.9% (99.9%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
スーパーカブファイナンス CORPORATION	80百万 フィリピンペソ	59.9% (59.9%)	販売金融	注2
大同メタル U.S.A.INC.	40,900千米ドル	100.0%	軸受の製造・販売	
ISS アメリカ INC.	650千米ドル	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の販売	注2
大同メタルメキシコ S.A.DE C.V.	283,328千 メキシコペソ	100.0% (0.0%)	軸受の製造	注2
大同メタルメキシコ販売S.A.DE C.V.	2,644千 メキシコペソ	100.0% (0.0%)	軸受の販売	注2

名 称	資本金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
ISS メキシコマフチュアリングSADE C.V.	22,400千 メキシコペソ	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
大同インダストリアルベアリングヨーロッパTD.	13,500千英ポンド	100.0%	軸受の製造	
大同メタルヨーロッパLTD.	3,613千英ポンド	100.0%	軸受の販売	
大同メタルコントロールAD	26,535千ユーロ	99.6%	軸受の製造・販売	
大同メタルヨーロッパGmbH	500千ユーロ	100.0%	軸受の販売	
大同メタルチェコス.r.o.	50百万 チェココルナ	100.0%	軸受の製造	
大同メタルロシアLLC	1,200百万 ロシアルーブル	99.9%	軸受の製造・販売	
(持分法適用非連結子会社) 韓国ドライバアリング(株)	3,100百万 韓国ウォン	50.0% (50.0%)	軸受の製造・販売	注1,2
(持分法適用関連会社) BBL大同プライベートLTD.	160百万 インドルピー	50.0%	軸受の製造・販売	
シッポウ・アサヒモールズ(タイ)CO.,LTD.	205百万 タイバーツ	40.6% (40.6%)	ダイカスト用金型の製造・販売	注2
NPRオブヨーロッパGmbH	2,500千ユーロ	30.0%	自動車関連製品の販売等	

(注) 1. 議決権の所有割合は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額

(2021年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	15,820
株式会社三菱UFJ銀行	9,244
株式会社三井住友銀行	5,741
株式会社日本政策投資銀行	3,991
三井住友信託銀行株式会社	3,668

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 47,520,253株(自己株式数893株を含む)
(3) 当事業年度末の株主数 12,638名(前事業年度比354名増)
(4) 大株主 (上位 10 名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,547	5.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,157	4.53
三井住友信託銀行株式会社	1,978	4.16
株式会社みずほ銀行	1,977	4.16
株式会社三菱UFJ銀行	1,822	3.83
大同メタル友栄会持株会	1,568	3.29
大同メタル従業員持株会	1,299	2.73
東京海上日動火災保険株式会社	1,107	2.33
ザ セリ ワタナ インダストリー カンパニー リミテッド 703000	1,000	2.10
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	886	1.86

(注) 持株比率は自己株式 (893株) を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式431千株 (役員及び執行役員向け株式交付信託に関するもの) 並びに野村信託銀行株式会社 (大同メタル従業員持株会専用信託口) が保有する当社株式604千株 (大同メタル従業員持株会専用信託に関するもの) は含めておりません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名			担当・管掌及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼最高経営責任者	判治 誠吾			一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事
代表取締役社長 兼最高執行責任者	檜山 恒太郎			管掌：監査センター、秘書室
取 締 役 兼専務執行役員	佐々木 利行			業務改革・ICTユニット長 兼 業務改革推進室長 兼 犬山事業所長 管掌：環境安全センター
取 締 役 兼専務執行役員	井川 雅樹			人事企画ユニット長 管掌：購買センター、品質企画室
取 締 役 兼常務執行役員	三代 元之			経営・財務企画ユニット長
取 締 役 兼常務執行役員	佐藤 善昭			第1カンパニープレジデント 管掌：バイメタル製造所
取 締 役	武井 敏一	社外	独立	金融広報中央委員会 会長
取 締 役	星長 清隆	社外	独立	学校法人藤田学園 理事長
常 勤 監 査 役	玉谷 昌明			—
監 査 役	田辺 邦子	社外	女性	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー
監 査 役	松田 和雄	社外	独立	住友ベークライト(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役 武井敏一氏及び星長清隆氏は社外取締役であります。また、当社は両氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に届け出ております。
2. 監査役 田辺邦子氏及び松田和雄氏は、社外監査役であります。
また、当社は松田和雄氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に届け出ております。
3. 取締役 武井敏一氏は、長年に亘り日本銀行の業務執行及び統括管理を務めるなど、国際業務に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役 星長清隆氏は、大学教授を務められた後、病院院長及び大学学長を歴任されるなど、組織運営に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 田辺邦子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 松田和雄氏は、長年に亘り金融機関、事業会社の取締役及び監査役を歴任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中の取締役の担当及び管掌の異動の状況

異動年月日	氏 名	新	旧
2020年7月1日	井川 雅樹	人事企画ユニット長 管掌：購買センター、品質企画室	人事企画ユニット長 管掌：購買センター、品質企画室、第4カンパニー、コンプライアンスセンター

8. 2021年4月1日以後の取締役の担当及び管掌の異動の状況

異動年月日	氏 名	新	旧
2021年4月1日	佐々木 利行	業務改革・ICTユニット長 兼 犬山事業所長 管掌：環境安全センター	業務改革・ICTユニット長 兼 業務改革推進室長 兼 犬山事業所長 管掌：環境安全センター
2021年4月1日	三代 元之	経営企画ユニット長	経営・財務企画ユニット長
2021年4月1日	佐藤 善昭	技術ユニット長 管掌：第1カンパニー、バイメタル製造所	第1カンパニープレジデント 管掌：バイメタル製造所

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月26日開催の第107回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役武井敏一、社外取締役星長清隆、監査役玉谷昌明、社外監査役田辺邦子、社外監査役松田和雄の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・各氏が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、各氏はそれぞれ法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、各氏に会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役として有用な人材の招聘を行うことができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社及び子会社が保険料の全額を負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、保険期間中に株主その他の第三者から損害賠償請求が行われた場合に、被保険者（当社及び子会社の取締役及び監査役）が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補するものとなります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その決定方法及び概要は次のとおりです。

(a) 決定方針の決定方法

当社は、取締役報酬規程において、取締役の報酬及びその水準が取締役に相応しい人材の確保・維持、及び業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能することを基本方針としております。当社は、報酬の客観性・透明性を確保すること等を目的に、社外メンバー・社内メンバーで構成するアドバイザリーボード（以下「ボード」といいます。）を設置した上で、当該ボードからの答申内容を踏まえつつ、取締役会において決定方針の内容を審議・決定しております。

(b) 決定方針の内容の概要

取締役の報酬体系を「月額報酬」と「賞与」、「株式報酬」により構成します。ただし、社外取締役の報酬については、独立性及び中立性を担保するため、「月額報酬」のうち「固定報酬」のみとします。

(i) 「月額報酬」

月額報酬は、代表取締役の役位、あるいは取締役で執行役員を兼務する場合の役位に応じた業務執行の役割・責任等に対する「固定報酬」と、以下詳述するとおり前連結会計年度のグループの連結業績指標に連動し個人別の会社への貢献度も加味し、「固定報酬」に加算されて毎月支給される「連結業績連動報酬」から構成されます。

このうちの「固定報酬」の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位に応じた支給基準額（固定額）に基づき、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

また、「連結業績連動報酬」の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、前連結会計年度の連結売上高及び売上高当期純利益率に連動して比例的に増減することとなる支給基準額、並びに個人別の会社への貢献度（経営感覚、指導力、統率力の有無など）に基づき、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

(ii) 「賞与」

株主総会に付議する支給総額は、株主に対する配当の額に応じて一定の上限を設けると共に、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

また、その個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、前連結会計年度の連結売上高及び売上高当期純利益率に連動して比例的に増減することとなる支給基準額表に基づき、ボードの諮問

に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

(iii) 「株式報酬」

当社は、あらかじめ取締役会において定めた株式交付規程に基づき、各取締役（社外取締役を除きます。）に対してポイント（1ポイントが当社株式1株に相当します。）を付与しますが、各取締役に付与されるポイントについては、役位及び中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて連動する「業績連動部分」と、中期経営計画における業績目標の達成度等とは連動せずに役位に応じて定まる「固定部分」から構成されております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(a) 2006年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額（役員賞与及び使用人兼務取締役の使用人給与、業績連動型株式報酬を除く。）は、年額400百万円以内であり、当該決議に係る取締役の員数は7名であります。

また、2019年6月27日開催の第111回定時株主総会において、2019年度（第112期）から2023年度（116期）までの5事業年度の間在任する取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議しており、当社が拠出する金銭の上限は合計400百万円、各取締役に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり70,000ポイント（1ポイントが当社株式1株に相当します。）であり、当該決議に係る取締役の員数は6名であります。

(b) 2006年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額45百万円以内であり、当該決議に係る監査役の員数は4名（うち社外監査役が3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬額については、取締役会からの再一任により、代表取締役会長兼最高経営責任者である判治誠吾が当社株主総会による役員報酬に関する決議内容の範囲内において、あらかじめ定めてある上記支給基準額表等に基づき、ボードの諮問に対する答申を尊重しながら、個別の支給額を決定しております。これらの権限を代表取締役会長兼最高経営責任者に委任した理由は、代表取締役会長兼最高経営責任者が取締役個人別の会社への貢献度（経営感覚、指導力、統率力の有無など）を評価するに当たり最も適していると判断したためです。

また、取締役会は、取締役の個別の支給額が決定方針に則して適切に決定されているかを監督するため、代表取締役会長兼最高経営責任者から取締役の個人別の支給額及びその決定理由の概要の報告を受けた上で、その相当性について審議しております。そして、取締役会としては、このような監督手続を経ていることから、取締役の個別の支給額が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (社外取締役)	288百万円 (24百万円)	215百万円 (24百万円)	59百万円 (一百万円)	13百万円 (一百万円)	8名 (2名)
監 査 役 (社外監査役)	42百万円 (26百万円)	42百万円 (26百万円)	一百万円 (一百万円)	一百万円 (一百万円)	3名 (2名)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役（4名）に対する使用人分給与は66百万円であります。
2. 「株式報酬」は、非金銭報酬等を含めています。
3. 業績連動報酬等（「連結業績連動報酬」及び「賞与」）の個別の支給額の算定の基礎として選定している業績指標の内容及びその算定方法は、上記①のとおりです。当社は、「連結業績連動報酬」及び「賞与」に係る指標として連結売上高及び売上高当期純利益率を選定しておりますが、これらの指標が中期経営計画における2本の柱（「既存事業の磨き上げ」及び「新規事業の創出・育成」）の達成と密接に関連し、有用であると考えております。当連結会計年度における当該指標の実績は、連結売上高が84,720百万円、売上高当期純利益率が0.1%であり、当社は、これらの実績に照らして「賞与」の支給を見送っております。
4. 非金銭報酬等として、取締役（社外取締役を除きます。）に対して「株式報酬」を交付しており、その内容は上記①のとおりです。当社は、「株式報酬」の「業績連動部分」に係る指標として連結売上高、売上高営業利益率及びROE（自己資本当期純利益率）を選定しておりますが、これらの指標を用いることによって取締役の報酬が当社の業績及び株式価値に連動することになるため、取締役に対する中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブの付与に資すると考えております。当連結会計年度における当該指標の実績は、連結売上高が84,720百万円、売上高営業利益率が1.6%、ROEが0.2%でした。当社は、当事業年度において、株式交付規程に基づき各取締役に対してポイントを付与しましたが、株式そのものの交付はありませんでした。
5. 監査役の報酬については、監査役としての独立性及び中立性を担保するために「固定報酬」のみとし、個人別の報酬額は、監査役の協議により決定されます。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人の業務執行者及び社外役員等としての重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
武井 敏一 (社外取締役)	金融広報中央委員会 会長	当社と金融広報中央委員会との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
星長 清隆 (社外取締役)	学校法人藤田学園 理事長	当社と学校法人藤田学園との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
田辺 邦子 (社外監査役)	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー	当社と田辺総合法律事務所との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
松田 和雄 (社外監査役)	住友ベークライト(株) 社外取締役	当社と住友ベークライト(株)との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。

(注) 松田和雄氏は、当社の取引先かつ大株主である(株)みずほ銀行に在籍しておりましたが、2003年5月に同氏が同行を退任してから既に10年超が経過いたしております。当社は(株)みずほ銀行との間で借入、預金等の取引があります。

② 各社外役員の子な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	武井 敏一	取締役会13回のうち13回に出席し、(出席率100%)、必要に応じて金融分野及び国際業務に関する豊富な経験と幅広い知見に基づく発言を行ったことに加えて、世界的な政治・経済・金融分野の動向に関する情報を定期的に発信する等、中長期的な企業価値の向上に資する役割を担うと共に、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。
取締役	星長 清隆	取締役会13回のうち13回に出席し、(出席率100%)、必要に応じて病院及び大学の組織運営者としての豊富な知識と経験に基づく発言を行ったことに加えて、医師として新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた業務の展開・運営に関する発言を行う等、中長期的な企業価値の向上に資する役割を担うと共に、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。
監査役	田辺 邦子	取締役会13回のうち13回(出席率100%)、及び監査役会13回のうち13回に出席し(出席率100%)、弁護士としての豊富な経験に基づき監査職務を執行すると共に、必要に応じて企業法務に精通した専門的見地に基づく発言を行う等、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。
監査役	松田 和雄	取締役会13回のうち13回(出席率100%)、及び監査役会13回のうち12回に出席し(出席率92%)、銀行や証券会社で培ってきた財務及び国際業務、また製造会社の経営に携わった知識、経験を活かして監査職務を執行すると共に、必要に応じて企業経営の会計及び業務執行を統治する見識に基づく発言を行う等、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うにあたっての方針及び手続】

当社では、取締役・監査役及び執行役員候補者の選任・指名については、社内規程に定める選任基準に基づき、業務経験、経営感覚、指導力、統率力、人格、倫理観、健康等を考慮し、取締役会において協議し決定しております。ただし、監査役候補者の指名にあたっては、事前に監査役会の同意を得た上で行ってあります。

また、取締役・監査役及び執行役員の解任についても、社内規程に定める解任基準に基づき、これらの者の言動による当社の信用や企業価値の毀損程度、上記選任基準への抵触程度等を考慮し、取締役会において決定することとしてあります。

【取締役・監査役候補者の指名・選解任について】

候補者の選任にあたっては、取締役候補者として経営感覚・指導力・統率力に優れていることや、役員に相応しい人格や意見等を有することなどを総合的に勘案したうえで、取締役候補者についてはアドバイザリーボードの諮問に対する答申を受け、取締役会において指名理由の説明を行ったうえで候補者の選任決議をしてあります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	支払額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額	60百万円
当社及び当社子会社が監査公認会計士等に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 監査証明業務に基づく報酬には、英文財務諸表に関する2百万円を含んでおります。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 監査役会は、当該事業年度の報酬について、会計監査人から事前に説明を受けた監査計画、監査内容やそれに伴う報酬の見積りの算定根拠等を確認し、また、前事業年度の見積りと実績の差異の分析結果などを総合的に検討した結果、妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である収益認識に関する会計基準適用のためのアドバイザリー業務を委託し、3百万円を支払っております。また、連結子会社における非監査業務の該当はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、信用力、監査報酬、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が必要と判断された場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。
- ② 会社法第340条第1項各号に定める場合が発生し、かつ、株主総会を開催して会計監査人を解任することが適当でない程の緊急性がある場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。
- ③ 監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に際しては、できる限り早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集及び審議を行うものとし、会社法第340条第1項、第4項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任又は不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条第1項、第3項に基づき、その監査能力、信用力、監査報酬等を総合的に勘案した上で、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。

(6) 会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、監査役会で決定した「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」、及び日本監査役協会公表の「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」の14項目を参考にした「評価基準」に基づき、経営執行部門からの意見聴取及び会計監査人からの報告聴取を行った上で、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性、監査報酬等の水準及び監査役・経営者・内部監査部門とのコミュニケーションの状況等を総合的に評価することによって、会計監査人を選定しております。

監査役会は、有限責任監査法人トーマツに関しては、その品質管理体制、監査チームの独立性等の評価項目いずれについても問題がないため、2021年度についても当社の会計監査人として選定することが適切であると考えております。

(7) 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているかを評価するために、「(6) 会計監査人の選定方針と理由」記載のとおり、予め設定している「評価基準」に基づき総合的な評価を行っております。

当社の監査役及び監査役会は、有限責任監査法人トーマツについては、実効的な経営機関を設け、組織的な監督・評価機関が有効であること、職業倫理の遵守及び監査チームの独立性、監査報酬等の水準が合理的であること、また監査役や経営者及び内部監査部門とのコミュニケーションが円滑であること等から、監査品質を維持し適切に監査していることを確認・評価しております。

6. 株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社の株式会社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 総務センターを取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の責任部門とする。
- ② 総務センターは、「取締役会規則」、「取締役会細則」、「機密管理規程」を含む取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するものとし、当該情報の保存及び管理を担当する部門に必要な対応を指示することができる。
- ③ 前項が規定する取締役の職務の執行に係る情報とは、次のものを指す。
 - ア. 取締役会議事録、経営戦略会議議事録等
 - イ. 中期経営計画書、短期経営計画書等
 - ウ. 買収・出資等に関わる重要な契約書等
 - エ. その他、稟議書等の取締役会が指定した重要な情報

(2) 当社の損失の危険に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を当社の損失の危険に関する規程その他の体制の責任委員会とする。
- ② リスク管理委員会は「リスク管理規程」に従いリスクを適正に管理する体制を整備する。
- ③ リスク管理委員会は、経営上モニタリングを行うべきリスク項目を定めた上で、取締役会に報告をする。

- ④ リスク管理委員会は、リスク項目毎に低減対策の統括部署を定め、進捗管理を進めると共にリスクの管理状況（結果）について取締役会に報告する。
- ⑤ リスク管理委員会は、下部組織として情報管理部会を設置し、情報管理ガイドラインを制定すると共に、情報管理関連規程を整備する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営企画センターを、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の責任部門とする。
- ② 各所管部門は、当社の経営方針を踏まえ、中期経営計画、短期経営計画、設備投資計画、資金計画などの経営計画の策定及び経営資源の配分の立案を行う。
- ③ 各所管部門は、経営計画の進捗状況に関する各担当部門からの報告を取りまとめ、取締役会において報告する。
- ④ 経営企画センターは、効率的かつ適正な組織の構築や業務執行に資するよう、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の諸規程を必要に応じ整備（制定・改訂）する。
- ⑤ 業務執行取締役は、自己の職務が効率的に行われていること及び適正な意思決定がなされていることを、取締役会に3か月に1回以上報告する。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動倫理委員会を当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の責任委員会とする。
- ② 企業行動倫理委員会は、社内規程等を遵守していく上での「行動憲章」「行動基準」を立案し、必要に応じて取締役会の承認を経てその内容を改訂する。
- ③ 企業行動倫理委員会は「行動基準運用管理規程」に基づいて、コンプライアンスに関する規程その他の重要事項の審議を行い、担当する部門に必要な対応を指示する。
- ④ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターに指示して、コンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報を収集し、その原因の分析及び再発防止策の徹底を図ると共に、従業員に対するコンプライアンス教育・研修を定期的実施させ、コンプライアンスの意識の周知徹底を図る。
- ⑤ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターからの報告を踏まえ、定期的にコンプライアンスの実現・向上のための取り組み状況を取締役会及び監査役会に報告する。

- ⑥ 総務センターは、「行動基準」に掲載された「反社会的勢力に対する姿勢」に対して、企業の健全な活動に脅威を与える勢力・団体に毅然とした態度で対決すべく全社的な統括を行う。
- ⑦ 総務センターは、外部機関（関係する官公庁・団体・弁護士等）との連携を密にすると共に、反社会的勢力と疑われる団体等の情報収集に努め、社内展開と注意喚起を含めた一元管理を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① コンプライアンスセンター及び経営企画センターを、当社グループにおける『内部統制システム』の責任部門とし、グループ会社に対しても『内部統制システム』の整備、運用を推進する。
- ② コンプライアンスセンターは、グループ会社におけるコンプライアンス体制が適正かつ有効に運用及び評価されるよう、グループ会社へ「行動憲章」「行動基準」を周知徹底すると共に、必要な規程・手順等の整備を推進する。
- ③ 経営企画センターは、当社及びグループ会社間における職務の効果性・効率性を確保するため、「関係会社管理規程」の見直しを適宜実施し、グループ会社全体に周知徹底する。
- ④ 経営企画センターは、グループ会社それぞれの組織体制、業務執行状況及び財務状況等を把握すると共に、グループ会社に対しこれらの具体的な状況等について「月次報告書」等で毎月報告を行わせる。
- ⑤ リスク管理委員会は、グループ会社における損失の危険（リスク）の管理体制に関する方針を立案し、グループ会社はその方針に沿って規程を整備し運営する。また、グループ会社は活動状況について定期的に当社のリスク管理委員会に報告を行う。
- ⑥ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターに指示して、グループ会社におけるコンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報を収集し、その原因の分析及び再発防止策の徹底を図ると共に、グループ会社の役職員に対するコンプライアンス教育の定期的な実施を推進する。
- ⑦ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターからの報告を踏まえ、定期的にグループ会社それぞれのコンプライアンスの実現・向上のための取り組み状況を当社の取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑧ 各責任部門は、取締役会及び監査役会への定期報告の際に、グループ会社の『内部統制システム』の各体制の整備及び運用状況についても報告する。

(6) 当社の監査役補助使用人の設置、独立性及び指示の実効性を確保するための体制

- ① 経営企画センターを、監査役補助使用人の配置、独立性確保の体制の責任部門とする。
- ② 当社の監査役を日常的に補助すべき部門として取締役から独立した「監査役事務局」を設置する。
- ③ 「監査役事務局」を担当する従業員の人事異動及び人事考課については、監査役会は事前に報告を受け、必要な場合は人事担当役員に変更を申し入れることができる。
- ④ 「監査役事務局」を担当する従業員は専任とし、監査役からの指揮命令に基づき職務を遂行する。

(7) 当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① コンプライアンスセンターチーフを、当社の監査役に報告するための体制の責任者とする。
- ② 当社の取締役等及び使用人は、法定事項に加え、次の事項に関し、発生した段階で速やかに、当社の監査役に報告する。
 - ア. 監査役が出席しない経営会議等で審議・報告された案件
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ウ. 監査センターが実施した当社グループの内部監査の結果
 - エ. 内部通報に関する通報等の状況及びその内容
 - オ. 上記のほか、当社の監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- ③ 「内部通報・報告相談規程」で社内及び社外の内部通報・報告相談窓口について規定し、内部通報体制の整備及び運用について当社の従業員へ周知徹底する。また、国内グループ会社の役職員に対しても社外の内部通報・報告相談窓口について周知を図ることにより、コンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報の収集に努める。
- ④ グループ会社の役職員又は当該役職員から報告を受けた者は、当社の監査役に監査役の職務の執行に有用な情報を適宜報告する。
- ⑤ 内部通報に基づき違反行為等が明らかになった場合は、コンプライアンスセンターチーフは「企業行動倫理委員会」において改善・是正措置及び再発防止策について実施状況を報告し、調査結果とあわせ、取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑥ 当社は、当社の監査役に報告を行った従業員（グループ会社の役職員を含む）が当該報告のみを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けないことを保証する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① コンプライアンスセンターを監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制の責任部門とする。
- ② 当社は、当社の監査役及び監査役会が、代表取締役と定期的な会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめると共に、当社グループが対処すべき課題及び当社グループを取り巻くリスクのほか、監査役が実施する監査の環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する体制を維持する。
- ③ 当社は、当社の監査役の職務執行に必要な監査費用について、前払い又は請求後に所要額を支払うものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、当社グループでは「情報管理ガイドライン」により基本的な考え方を示すと共に、取締役会議事録他の社内文書につきまして「文書管理規程」及び「機密管理規程」の定めに従い保存期間や管理方法を定めるなど、的確な保存管理の実現を図っております。損失の危険の管理につきましては、年間2回のリスク管理委員会を開催し、国内外の関係会社を含む当社グループ全体のリスクについて洗い出しを行い、リスク低減対策を講じ、その結果を取締役に報告しております。

また、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、中期経営計画に基づき、年度経営方針、短期経営計画を作成し、それらを当社グループ全体に徹底させることにより効率的な業務執行の実現を目指し、部門長会議及び方針管理報告会において、その達成状況を検証いたしました。

さらに、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、グループ会社においてコンプライアンス違反又はその疑いのある事案が発生した場合に、当社に対して報告を行う体制を整備しており、報告を受けた内容は取りまとめの上、取締役会及び監査役に報告しております。

また、グループ会社から当社に対し予算、設備投資、リスク管理、コンプライアンス状況等の申請・報告を行う制度を整備しており、2020年度には海外グループ会社の内部通報制度の運用状況の調査を行い、同制度の見直しを実施する等、グループ会社の内部管理体制の更なる強化を推進いたしました。

なお、2019年に、当社の英国子会社である大同メタルヨーロッパLTD.において売掛金が滞留していた事実が判明したことを受け、当社は、グループ会社全体に対するモニタリング体制を強化しております。

また、当社は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、2020年4月に新型コロナウイルス対策委員会を設置いたしました。同委員会が中心となって在宅勤務制度の利用拡大やリモート会議の積極的な活用を組織的かつ速やかに行ったことにより、業務の適正を確保するための体制の運用に大きな支障を及ぼすような事態は発生しておりません。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は、中長期的な視野に立って、販売・生産・技術・新事業などの事業戦略を掲げ、安定的な発展と成長を目指しておりますが、企業を取り巻く環境は常に大きく変化しており、その短期的な経営判断は、将来に向けた持続的な成長を確実なものとするうえで極めて難しい舵取りを要求されます。

安定的な発展と成長を確実なものとし、持続的な企業価値の向上を図っていくため、2018年度から2023年度までの6カ年の中期経営計画として「Raise Up "Daido Spirit" ~Ambitious, Innovative, Challenging~」（“大同スピリット”を更なる高みに引き上げ、大きな飛躍を果たす～高い志、改革する意欲、挑戦する心～）を推進しております。

そして、当社は、当社の顧客及び仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民その他のステークホルダーと協調しながら、短期的かつ急激な変化への柔軟な対応と、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を目指し、そのような持続的な成長によって得られる利益を株主の皆様へ還元することが、短期的、一時的な利益を株主の皆様へ配当するよりも、株主の共同の利益に資するものと確信しております。

したがって、当社は、当社の顧客、仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民などをはじめとして、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を支持してくださる方に、バランスよく株式を保有していただくことが望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

ア. 中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を実現するための当社の財産の有効な活用

- ・ 当社は、これまでも上記中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するために当社の財産を有効活用してまいりました。

- ・ 今後も、中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するためには、今後の市場動向、変化に対応した生産・販売・技術の拠点体制の整備、国内外の子会社の生産性向上など当社レベルまでへの引き上げ及び製品・設計・製造・生産・開発の各技術の世界トップレベルの維持が必要となることから、株主の皆様への利益配当とのバランスを考慮しつつも、積極的な新製品及び生産技術などの研究開発、モノづくり力のアップ、産・官・学による先端技術の活用及び導入、知的財産権での企業防衛などに有効かつ効率的に当社の財産を投資してまいる所存です。

イ. 従業員による株式保有の推進

- ・ 当社は、従業員持株会加入者に奨励金を支給すること等により、従業員による株式の保有を推進しております。
- ・ 当社は中期経営計画における業績目標の達成と当社の中長期的な企業価値向上を目指すにあたってのインセンティブの付与及び福利厚生を増進を目的として2019年度に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」を導入しております。
- ・ 引き続き、従業員持株会拡充に向けた積極的な取り組みを実施してまいります。

ウ. 地域住民の当社に対する理解の促進

- ・ 当社は、主要事業所での親睦行事や地域住民の工場見学会などへの参加等地域住民との交流を行い、地域住民による当社への理解が深まるよう心がけております。

② 基本方針に反する株主による支配を防止するための取り組み

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること（以下、「敵対的買収」といいます。）を防止するため、以下のように取り組んでまいります。

まずは、当社の資産を最大限有効活用しつつ、上記の中長期的な視野に立つての企業経営による持続的な成長を実現し、企業価値を増大させ、株主の皆様への適切な利益の還元を可能とすると共に、当社の企業価値の市場における評価の向上に結びつけるべく、積極的なIR活動に努めております。

その上で、継続的に実質株主を把握し、敵対的買収者が現れた場合には、当該敵対的買収者による買収目的の確認及び評価並びに当該敵対的買収者との交渉を社外の専門家の意見を聞きながら行い、当該敵対的買収者が当社の基本方針に照らして不適切と判断した場合には、適切な対抗手段を講じる考えであります。

また、敵対的買収者の出現に備えた事前の敵対的買収防衛策の導入につきましても、これを否定するものではなく、法令、関係機関の指針又は他社の動向も踏まえながら、株主共同の利益を確保しつつ、有効な方策を引き続き検討していく所存であります。

(3) 上記取り組みの妥当性に関する判断及びその理由

上記取り組みが基本方針に合致し、株主共同の利益を侵害せず、当社の役員の地位の維持を目的とするものではない適切なものであることは、その取り組みの態様から明らかであり、対抗手段や敵対的買収防衛策につきましても、基本方針に反する場合にのみ発動するものであることから、適切であることは明らかであると思料いたします。

9. 剰余金の配当等の決定の方針

当社は、株主の皆様へ、経営成績及び配当性向を考慮した適切な利益還元と、将来の事業展開、研究開発の拡充、経営基盤強化及び経営環境の変化などのための内部留保資金を総合的に勘案し、長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については定款規定に従い取締役会であります。

当期の期末配当につきましては、基本方針に基づき、通期の連結業績などを総合的に勘案した結果、1株当たり10円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当実績1株当たり10円を加えた当期の年間配当は1株当たり20円となります。

なお、次期の配当につきましては、1株当たり年間25円（中間配当10円、期末配当15円）を予定いたしております。

10. その他株式会社の状況に関する重要な事項

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針については当社ウェブサイト掲載の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載しておりますので、当該報告書をご参照ください。

[\(https://www.daidometal.com/jp/investors/ir-library/governance/\)](https://www.daidometal.com/jp/investors/ir-library/governance/)

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数、議決権の所有割合、持株比率は表示単位未満を切り捨てて、その他の比率は表示単位未満を四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	75,242	流動負債	57,452
現金及び預金	22,007	支払手形及び買掛金	6,192
受取手形及び売掛金	23,069	電子記録債権	8,069
電子記録債権	2,393	短期借入金	26,575
商品及び製品	10,821	1年内返済予定の長期借入金	7,604
仕掛品	8,380	リース債権	898
原材料及び貯蔵品	6,326	未払法人税等	415
その他の金	2,510	賞与引当金	1,269
貸倒引当金	△267	製品補償引当金	70
		環境対策引当金	33
		営業外電子記録債権	501
		その他	5,820
固定資産	79,934	固定負債	33,185
有形固定資産	57,931	長期借入金	21,315
建物及び構築物	17,198	リース負債	2,074
機械装置及び運搬具	24,497	繰延税金負債	1,948
土地	9,726	株式給付引当金	16
リース資産	3,318	役員株式給付引当金	30
建設仮勘定	2,207	債務保証損失引当金	145
その他	982	退職給付に係る負債	7,207
		資産除去債	17
		その他	430
無形固定資産	12,623	負債合計	90,637
のれん	5,724	純資産の部	
リース資産	34	株主資本	57,356
その他	6,863	資本金	8,413
		資本剰余金	13,114
		利益剰余金	36,609
		自己株式	△780
投資その他の資産	9,379	その他の包括利益累計額	△968
投資有価証券	5,031	その他有価証券評価差額金	995
長期貸付金	188	為替換算調整勘定	△1,170
退職給付に係る資産	2,110	退職給付に係る調整累計額	△793
繰延税金資産	1,152	非支配株主持分	8,150
その他	949	純資産合計	64,538
貸倒引当金	△52	負債純資産合計	155,176
資産合計	155,176		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		84,720
売 上 原 価		65,200
売 上 総 利 益		19,520
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,205
営 業 利 益		1,315
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	147	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	26	
助 成 金 収 入	236	
そ の 他	236	646
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	710	
為 替 差 損	111	
そ の 他	266	1,088
経 常 利 益		874
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	571	571
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,445
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	737	
法 人 税 等 調 整 額	111	848
当 期 純 利 益		597
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		493
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		104

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部			負債の部		
科目	金額	科目	金額	科目	金額
流動資産	36,622	流動負債	34,624		
現金及び預金	5,900	買掛金	5,556		
受取手形	281	短期借入金	9,380		
売掛金	15,556	1年内返済予定の長期借入金	9,440		
商品及び製品	2,463	未払戻金	5,757		
仕掛品	1,724	未払費用	338		
原材料及び貯蔵品	3,185	未払法人税等	1,685		
前払費用	1,839	未払消費税	883		
関係会社短期貸付金	145	前払引当金	138		
未収の当	3,616	前受り	102		
倒引当	1,811	受取引当金	5		
	97	与引当金	66		
	△0	環境対策の引当金	49		
		その他	693		
固定資産	73,625		33		
有形固定資産	21,826	固定負債	23,250		
建物	8,487	長期借入金	15,610		
構築物	601	繰上り入金	1,578		
機械及び装置	4,726	繰上り入金	661		
車両運搬具	8	退職給付引当金	4,383		
工具及び備品	352	役員債権	16		
土地	5,080	役員債権	30		
建物	2,268	役員債権	631		
投資勘定	300	長期未払引当金	1		
		その他	313		
無形固定資産	3,405		22		
ソフトウェア	2,923	負債合計	57,874		
施設	5				
その他の資産	463	純資産の部			
		株主資本	51,572		
投資その他の資産	48,393	資本金	8,413		
投資関係会社株券	1,841	資本剰余金	12,238		
関係会社出資	31,654	資本剰余金	8,789		
関係会社長期貸付金	9,854	利益剰余金	3,449		
従業員に対する長期貸付金	3,090	利益剰余金	31,700		
破産更生債権	17	利益剰余金	743		
前期払戻金	2	利益剰余金	4,359		
前期費用	22	利益剰余金	21,000		
前期費用	2,666	利益剰余金	5,597		
倒引当	540	利益剰余金	△780		
	△1,297	自己株式	800		
		評価・換算差額等	800		
		その他の有価証券評価差額金	800		
資産合計	110,247	純資産合計	52,372		
		負債純資産合計	110,247		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		54,197
売上原価		43,294
売上総利益		10,902
販売費及び一般管理費		10,179
営業利益		723
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,215	
為替差益	36	
その他	404	1,656
営業外費用		
支払利息	155	
その他	63	219
経常利益		2,159
特別損失		
関係会社出資金評価損	176	176
税引前当期純利益		1,983
法人税、住民税及び事業税	113	
法人税等調整額	179	292
当期純利益		1,690

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

大同メタル工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田真樹[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤泰彦[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同メタル工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

大同メタル工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田 真樹[Ⓔ]指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 泰彦[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、大同メタル工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査センターその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、2019年に英国の連結子会社である大同メタルヨーロッパLTD.において売掛金が滞留していた事実が判明したことを受け、当社は、大同メタルヨーロッパLTD.及び大同メタルヨーロッパ GmbH等のモニタリング体制の強化を図っております。

監査役会は、その進捗状況を定期的に確認しており、概ねスケジュールどおり進捗しております。監査役会としましては、引き続き、外部監査人（監査法人）及び内部監査部門（監査センター）に加えて、財務センターとも情報を共有しつつ、信頼性確保に向けた監査を行ってまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

大同メタル工業株式会社 監査役会

常勤監査役 玉谷昌明 ㊟

社外監査役 田辺邦子 ㊟

社外監査役 松田和雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様へ、経営成績及び配当性向を考慮した適切な利益還元と、将来の事業展開、研究開発の拡充、経営基盤強化及び経営環境の変化などのための内部留保資金を総合的に勘案し、長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、通期の連結業績などを総合的に勘案した結果、1株当たり10円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当実績1株当たり10円を加えた当期の年間配当は1株当たり20円となります。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり 金10円

配当総額 475,193,600円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役会において更なる戦略的かつ機動的な意思決定が行えるよう取締役を2名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名につきましては、本招集ご通知27頁記載の【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うにあたっての方針及び手続】に基づき行っております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
①	<p>はんじ せいご 判 治 誠 吾 (1942年1月2日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>【取締役会出席状況】 13回中13回出席</p>	<p>1965年4月 当社入社 1993年6月 当社取締役 第3事業部副事業部長 1994年4月 当社取締役 第1事業部長 1995年6月 当社代表取締役社長 2005年6月 当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2007年6月 当社代表取締役会長 兼 最高経営責任者(現任) 2008年5月 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事 副会長及び同中部支部 支部長 2010年6月 ㈱ニチレイ 社外取締役 2018年5月 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事</p>	150,570株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>判治誠吾氏は、長年に亘り当社グループ全体の経営を担い企業価値向上を牽引しており、豊富な企業経営の経験と強力なリーダーシップに裏付けられた決断力・実行力を有しております。今後も引き続き当社グループの持続的な成長に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
②	<p>みよもとゆき 三代元之 (1955年9月8日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>【取締役会出席状況】 13回中13回出席</p>	<p>1979年4月 ㈱富士銀行入行 1988年12月 同行 サンフランシスコ支店課長 1995年4月 同行 国際審査部次長 1998年10月 同行 ロンドン支店副支店長 2000年9月 同行 国際部参事役 2002年4月 ㈱みずほコーポレート銀行 シンガポール支店参事役 2004年9月 同行 アジア業務管理部参事役(香港駐在) 2007年3月 同行 国際管理部参事役 2008年9月 当社入社 2008年10月 大同メタルロシアLLC 副社長 2011年7月 当社執行役員 大同メタルロシアLLC 副社長 2015年7月 当社上席執行役員 大同メタルロシアLLC 副社長 2018年7月 当社常務執行役員 大同メタルロシアLLC 副社長 2019年4月 同 経営・財務企画ユニット長 2019年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営・財務企画ユニット長 2021年4月 同 経営企画ユニット長(現任)</p>	7,406株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>三代元之氏は、金融機関における豊富な国際経験を有しており、当社入社後もロシアでの事業拡大に大きく貢献しております。今後も、海外拠点での長年に亘る経営経験によって培われた卓越した知見及び迅速果断な判断力が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
③	さとう よしあき 佐藤 善昭 (1956年12月19日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 【取締役会出席状況】 13回中13回出席	1979年4月 当社入社 2005年7月 当社執行役員 バイメタル製造所長 2009年4月 同 第3カンパニープレジデント 2010年4月 同 大同メタルチェコス.r.o. 社長 2012年4月 同 技術ユニット長 2014年7月 当社上席執行役員 技術ユニット長 2017年4月 同 第1カンパニープレジデント 2018年7月 当社常務執行役員 第1カンパニープレジデント 2019年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 第1カンパニープレジデント 2021年4月 同 技術ユニット長 (現任)	39,267株
【取締役候補者とした理由】 佐藤善昭氏は、長年に亘り当社の生産・技術領域に携わり、材料開発及び生産技術を始めとする軸受製造に係る幅広い見識に加え、海外拠点での経営経験を有しております。当社の技術に精通した者としての経営判断に関与いただくことが当社におけるコアテクノロジーの更なる発展と新規事業の創出に繋がり、ひいては当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。			
④	はかこし しげまさ 墓越 繁昌 (1961年4月11日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社バイメタル製造所長 2015年4月 同 第3カンパニープレジデント 2016年7月 当社執行役員 第3カンパニープレジデント 2017年4月 同 大同メタル佐賀(株) 社長 2019年4月 同 ダイナメタルCO., LTD. (タイ) 社長 2019年7月 当社上席執行役員 ダイナメタルCO., LTD. 社長 2021年4月 同 人事企画ユニット長付 (現任)	12,496株
【取締役候補者とした理由】 墓越繁昌氏は、長年に亘り当社の生産・技術領域に携わり、バイメタル製造及び加工技術を始めとする幅広い見識に加え、国内拠点及び海外拠点における人事戦略の構築及び推進を経験しております。当社のコアテクノロジーに精通した者として経営判断に関与いただくことが、当社グループの持続的な成長の基盤づくりに貢献、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
⑤	<p>たけい としかず 武井 敏一 (1953年9月22日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p> <p>【取締役会出席状況】 13回中13回出席</p>	<p>1976年4月 日本銀行入行 1989年7月 同行 名古屋支店調査役 1991年11月 同行 秘書室兼政策委員会室調査役 1994年6月 同行 ロンドン事務所次長 1998年4月 同行 政策委員会室国会渉外課長 1999年5月 同行 松山支店長 2002年2月 同行 秘書役 2003年7月 同行 国会・広報総括審議役 2005年7月 同行 名古屋支店長 2006年7月 同行 欧州統括役（在ロンドン） 2008年6月 同行 退職 2008年7月 アクセンチュア(株)特別顧問 2012年10月 公益財団法人国際金融情報センター 常務理事 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2019年4月 金融広報中央委員会 会長（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 金融広報中央委員会 会長</p>	10,631株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>武井敏一氏は、長年に亘り日本銀行の業務執行及び統括管理を務められており、国際業務に精通し、かつ豊富な経験と幅広い見識を有しております。かかる経験と見識をもとに、今後も引き続き当社の経営を監督・監視していただくため、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>同氏には、引き続き当社の経営を監督・監視していただくと共に、主に国際業務に係る豊富な経験と幅広い見識を活かした経営への助言をいただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先である金融広報中央委員会との間には取引関係はありません。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
⑥	ほしなが きよたか 星長 清隆 (1950年11月15日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立役員</div> 【取締役会出席状況】 13回中13回出席	1975年4月 慶應義塾大学医学部泌尿器科学教室 入局 1994年8月 藤田保健衛生大学（現 藤田医科大学）医学部 泌尿器科 助教授 2000年4月 同 教授 2006年2月 藤田保健衛生大学病院（現 藤田医科大学病院） 副院長 2009年2月 同 病院長 2013年4月 学校法人藤田学園 専務理事 2014年4月 藤田保健衛生大学（現 藤田医科大学） 学長 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2018年10月 学校法人藤田学園 理事長（現任） 【重要な兼職の状況】 学校法人藤田学園 理事長	7,056株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 星長清隆氏は、大学教授を務められた後、病院院長及び大学学長を歴任され、現在は理事長の職にあり、病院及び大学の組織運営者としての豊富な知識と経験を有しております。かかる知識と経験をもとに、今後も引き続き当社の経営を監督・監視していただくため、社外取締役候補者といたしました。 同氏には、引き続き当社の経営を監督・監視していただくと共に、主に組織運営に係る豊富な知識と経験を活かした経営への助言をいただくことを期待しております。 なお、同氏は学校法人の経営に関与されており、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先である学校法人藤田学園との間には取引関係はありません。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の管掌につきましては、本招集ご通知21頁から22頁の「4.会社役員に関する事項、(1)取締役及び監査役の状況」をご参照願います。
3. 武井敏一氏及び星長清隆氏は社外取締役候補者であります。
4. 責任限定契約について
武井敏一氏及び星長清隆氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりとなります。
・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額(会社法第425条第1項に定める最低責任限度額)を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に株主その他の第三者から損害賠償請求が行われた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、本議案が原案どおり承認可決された際は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は武井敏一氏及び星長清隆氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 武井敏一氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。星長清隆氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年であります。

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、(株)東京証券取引所の独立役員制度における独立性判断基準を参考に、より厳しい当社独自の独立性判断基準を設けており、原則として、当該基準により独立性が認められる方を独立社外取締役、または独立社外監査役として届け出をしております。詳細につきましては、下記の【大同メタル工業株式会社 社外役員の独立性判断基準】をご参照願います。

【大同メタル工業株式会社 社外役員の独立性判断基準】

(2015年10月28日制定)

以下の項目のいずれかに該当する場合、独立性が無いと判断する。

- (1) 会社関係者
現在および過去10年以内に大同グループに勤務した者。
- (2) 主要仕入先関係者
現在、および直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な（年間10億円以上の取引がある）仕入先、およびそのグループ会社の役員または使用人であった者。
- (3) 主要取引先関係者
現在、および直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な（年間10億円以上の取引がある）取引先の役員または使用人であった者。
- (4) 金融機関関係者
 - ① 現在、当社との間に10億円以上の預金または借入のある金融機関に、直近3事業年度において役員および使用人として在籍していた者。
 - ② 現在、当社の幹事証券会社である会社に直近3事業年度において役員および使用人として在籍していた者。
- (5) 専門的なサービスを提供する関係者
現在、および直近3年以内に、当社の顧問弁護士（弁護士事務所）、担当会計監査法人、その他、税理士、弁理士、司法書士、経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタントとして、当社から年間2,000万円以上の報酬を受領した者。
- (6) 寄付または助成を行っている関係者
当年度および直近3事業年度において、当社が一定の金額（年間100万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を行っている組織（公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の代表者および業務執行者。
- (7) 近親者
現在および過去5年以内に大同グループに勤務した者の近親者（配偶者、親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、同居の親族）。または、上記(2)～(5)に該当する者の近親者。
- (8) 重任、再任者
上記(1)～(7)に該当することなく、当社の社外取締役として10年間を超える期間の職務遂行を行った者。監査役は3期12年を超えての再任する者。

以 上

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数
いしわた のぶゆき 石渡 信行 (1945年7月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">補欠</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1971年4月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 1975年4月 公認会計士登録 1976年1月 税理士登録 1978年3月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）退社 1978年4月 公認会計士石渡信行会計事務所 開業 1988年4月 清新監査法人（現 Moore至誠監査法人）設立 代表社員に就任（現任） 1999年8月 アデコ(株) 社外監査役（現任） 2003年7月 清新税理士法人（現 Moore至誠税理士法人）設立 代表社員に就任（現任） 〔重要な兼職の状況〕 Moore至誠監査法人 代表社員 Moore至誠税理士法人 代表社員 アデコ(株) 社外監査役	0株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</p> <p>石渡信行氏は、公認会計士及び税理士として企業の実務に携わっており、公認会計士及び税理士として培われた豊富な会計・税務知識を有しております。監査役に就任された場合には、その豊富な会計・税務知識をもとに当社の経営を監査いただけると判断し、補欠監査役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は社外役員としての関与以外には過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先であるMoore至誠監査法人、Moore至誠税理士法人及びアデコ株式会社との間には取引関係はありません。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者石渡信行氏は、社外監査役候補者です。
3. 責任限定契約について
石渡信行氏が監査役に選任され就任した場合には、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりとなります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に株主その他の第三者から損害賠償請求が行われた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。石渡信行氏が、本議案が原案通り承認可決され、かつ当社社外監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は石渡信行氏が当社社外監査役に就任した場合には、同氏を(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

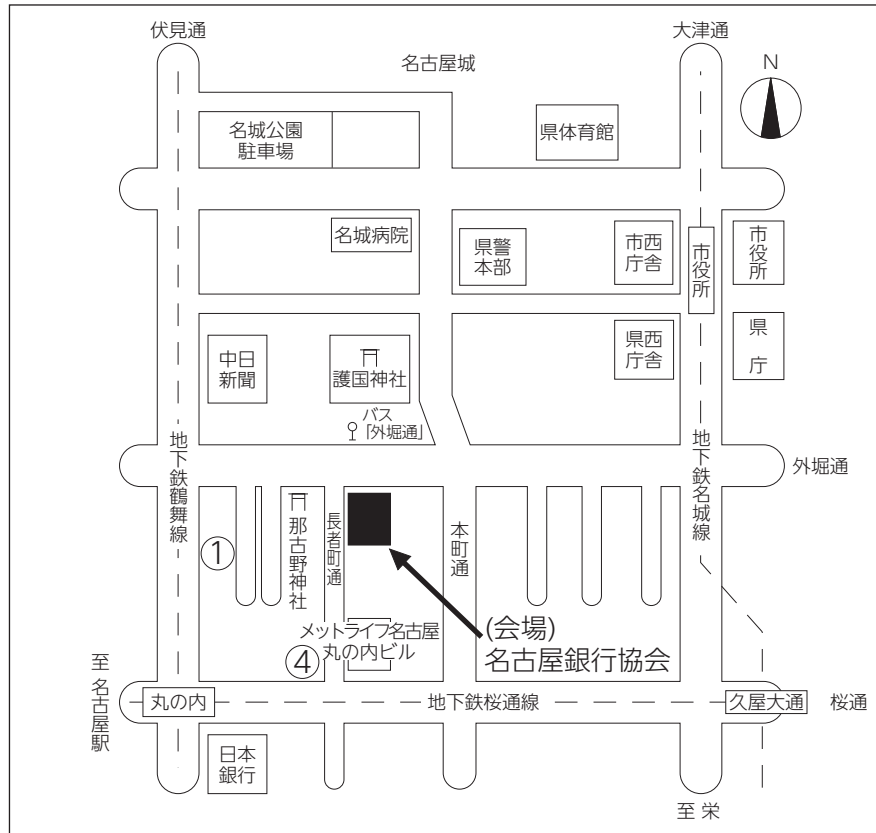
<× 毛 欄>

Blank lined writing area with 16 horizontal lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール

交通機関 ●地下鉄 桜通線・鶴舞線「丸の内駅」①・④番出口より徒歩6分
●市バス 名古屋駅バスターミナルより「外堀通」下車すぐ



- ◎ 当日の受付開始時間は午前9時を予定いたしております。
- ◎ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況により、株主総会会場の急な変更や開始時刻の繰り下げ等が生じる可能性もございます。最新の情報を当社ウェブサイトにてご確認くださいようお願いいたします。当社ウェブサイト：<https://www.daidometal.com/jp/>
- ◎ **新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年はお土産の配布及び飲料のご提供は行いません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。**